

平成 31 年 3 月 27 日（水）

平成 31 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成31年第1回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成31年3月27日（水）〕
午前10時00分 開議

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 議案第2号 | 平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約の締結について |
| 第 3 | 議案第3号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第4号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第5号 | 平成31年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算 |
| 第 6 | 議案第6号 | 監査委員選任につき同意を求めるについて |

出席議員（14名）

1番	牛尾治朗	2番	川岸貞利
3番	阪口勇	4番	田中 学
5番	谷口美保子	6番	真利一朗
7番	井舎英生	8番	井上源次
9番	金子拓矢	10番	河合馨
11番	鳥居宏次	12番	中井良介
13番	前田将臣	14番	米田貴志

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	藤原龍男	副管理者	永野耕平
理事	田中利雄	理事	永土佐邦之
会計管理者	野村圭一		
事務局長	小南和巳	事務局次長	西秦幹雄
総務課長	上村昌生	環境技術課長	西猪口昌宏
基幹整備担当参事	太田健一		
幹事	藤原康成	幹事	坂井永二
幹事	井谷真典	幹事	坂井永一
幹事	茶谷幸典	幹事	坂井淳一
幹事	亀井謙作	幹事	坂井藤健

午前10時19分開会

○米田貴志議長

ただいまから、平成31年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○米田貴志議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、9番金子拓矢議員、10番河合馨議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元までご配付しておりますとおりでありますので、報告をいたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定をいたしました。

次に、平成30年12月分と平成31年1月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本各件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第2、議案第2号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程をされました議案第2号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約の締結につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしたく提案するものであります。

これは、先月、本組合臨時議会におきまして議決をいただきました補正予算の廃棄物処理施設災害復旧事業に係る工事でありまして、平成30年9月4日の台風21号により被害を受けましたクリーンセンターの、主に焼却棟及びリサイクルプラザ棟の屋根の改修を行おうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○米田貴志議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案第2号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約の詳細の説明をさせていただきます。

まず、そこで説明資料のご確認をお願いします。お手元に議案書参考資料とホッチキスどめでお配りさせていただいております。この資料の1ページから4ページを順次ご確認お願いしたいと思います。

それでは、今回の災害復旧工事は、平成30年9月4日、台風21号による被害を受けた箇所への復旧工事で、前回の議員協議会でも台風21号の被害状況をご説明させていただきました、その焼却棟とリサイクルプラザ棟の金属屋根部分の復旧工事となっております。

それでは、議案参考資料の1ページをごらんく

ださい。

この1ページの図面は、焼却棟の屋根の平面図でございます。昨年の台風21号により、焼却施設のごみピットの屋根が強風により広範囲にわたり損傷を受け、現在もその部分が開いた状態となっております。そのごみピット部分の施工につきましては、今残っている既存の残骸屋根を撤去し、図面に示す部分を全面的に張りかえるもので、その工事箇所は赤く斜線で囲っている部分でございます。ご確認をお願いいたします。

続きまして、同じ資料の2ページをお願いいたします。

同資料2ページでございますが、この図面は、リサイクルプラザ棟の屋根の平面図でございます。リサイクルプラザ棟の損傷のひどいのは主に粗大系ごみピット部分の屋根全面とその周辺の部分でございます。こちらに残っている既存の残骸屋根を撤去し屋根部分を張りかえるもので、その工事箇所は赤く斜線で囲っている部分でございます。

続きまして、同じ資料3ページ目をごらんください。

リサイクルプラザ棟の6階の平面図です。リサイクルプラザ棟のプラットホームの天井に当たる屋根の部分で、ここも張りかえ箇所は赤く斜線で囲っているところでございます。

以上が主な工事の範囲となっております。

なお、今回の工事につきましては、さきの2月1日に臨時会で議決いただきました補正予算の災害復旧費より支出を行うものでございます。

しかし、さらにその後被災箇所の詳細調査を行う中で新たな被害箇所が見つかったことや、今回の工事の中でも、焼却棟のピット内に設置する作業用の足場が、労働安全上のため特殊足場の採用が必要となったこと、また、その足場がごみピット環境にさらされて使用するため買い取り扱いになるなど、当初見積もりよりも増額となった分がございます。

今後は、その他の工事で十分な精査を行い、費用の削減に努めてまいります。平成30年度災害

復旧費では全て賄い切れないと考えられますので、平成31年度廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請の受付もされていることから、そのほうで追加となる災害復旧費の検討をしてみたいと考えております。

続きまして、資料に戻っていただきまして、資料4ページをごらんください。

台風21号による屋根の復旧工事の工程表となっております。契約締結後、材料手配に入りますが、全ての屋根材がそろるのが約3カ月と聞いております。いずれの屋根材とも平板状で搬入され、現地、このクリーンセンター内で既存と同じ形状に曲げ加工した上で屋根材として作製します。

5月ごろから焼却棟を先に仮設工事、足場設置をし、順次残骸屋根を撤去しながら、新しい屋根材には6月から8月にかけて取りかえながら、9月にはその足場も解体できる予定とはなっております。

リサイクルプラザ棟も同じ順序で、10月ごろから仮設工事、足場設置を開始し、11月から12月中にはほぼ屋根の張りかえを済ませ、年明け1月、2月には足場の解体や全ての片付けを完了する予定となっております。全体工事期間は約11カ月、1年弱を予定しております。

なお、本工事の契約しようとする金額は、議案書のとおり5億5,080万円でございます。また、契約の相手方は、本施設の建設時に建築設備全般を設計施工し、細部にわたる図面など資料を持ち備えており、稼働中の施設の特性を十分理解していることがこの工事を行う上で必要不可欠な条件であるため、建設当初の設計施工業者であります西松建設株式会社関西支店と随意契約しようとするものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしく願います。

○米田貴志議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。井舎議員。

○7番 井舎英生議員

質問します。今のご説明で、ここは臨海部なわけですけども、臨海部にあるこういう構造の大屋根について、設計風速とかそういうものを十分オーバーしてたんですか。あとは施工不良とかそんなことも考えられると思うんですけど。ちょっと毎年、今後これぐらいなものは起こり得ると思うので、もう構造上の問題であれば、またそんな来よったら、またやらなあかん。その辺の設計風速はどうなんですか。

○米田貴志議長

太田基幹整備担当参事。

○太田健一基幹整備担当参事

お答えします。

設計風速については、大阪府下では34メートルの風速基準がありまして、それをもとに構造計算されております。今回、関西空港では58メートルの瞬間風速が吹いてると聞いてます。

風工学会の市大の先生方が視察に来られて、話を伺いますと、関西空港の58メートルの観測所が地上から10メートルの位置での風速観測であると。この建物は地上より約40メートル付近に屋根がありますので、そうなると大体1.5倍ぐらいの風速が吹いててもおかしくないとのことですので、70メートル以上の瞬間風速が吹いてる想定になりますので、基準の34メートルよりも2倍近い風速が吹いたので、今回は異例な風が吹いたというふうにお話を伺いました。構造計算は34メートルの大阪府の基準を使用してます。

以上です。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

そうすると、今後復旧工事についてもその基準での復旧ということと理解するんですけども、そうするとまた同じようなことが十分起こり得る、可能性が高いというふうに理解したらいいんですね。

○米田貴志議長

太田基幹整備担当参事。

○太田健一基幹整備担当参事

前回は議員さんからご指摘いただきまして、現状復旧が基本なんですけど、それに加えて補強等はこれから施工業者とともに検討していきたいと思っております。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

はい、わかりました。ぜひまた同じようなことが繰り返さないようによろしくお願いいたします。

○米田貴志議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程されました議案第3号岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、手数料におきまして、一般搬入の手数料に加えまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可

を岸和田市または貝塚市から受けている者、その他許可業者と同等以上の能力を有すると管理者が認めた者の料金を新たに定めるものであります。

また、一般搬入手数料につきましては、搬入重量70キログラム以下を千円とし、70キログラムを超える場合は、超える重量10キログラムにつき150円を加算する改定を行い、新たに定めた者の手数料につきましては、搬入重量10キログラムにつき110円とします。

改定理由といたしましては、手数料の受益の公平負担という観点からの改正を図るとともに、近隣自治体施設との均衡を図るために改正を行おうとするものであります。

なお、施行期日は2020年、来年の4月1日からとし、それぞれの料金改定につきまして激変緩和措置として経過措置を設けようとするものであります。

なお、詳細につきましては事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○米田貴志議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第3号岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正につきまして、詳細説明をさせていただきます。

先ほどと同じ資料の議案参考資料でございますが、5ページをお願いいたします。

まず、第2条の搬入重量70キロ以下の料金でございますが、現在の700円から千円にし、70キロを超えた場合の10キロ当たりの料金を110円から150円にします。

そして、第2項に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条1項の許可を岸和田市または貝塚市から受けている者、その他規則で定めるところにより許可業者と同等以上の能力を有すると管理者が認めた者が一般廃棄物を搬入する場合に適用する手数料といたしまして、搬入重量10キロにつき110円としております。

次に、資料9ページをごらんください。

その料金改定の経過措置としまして、附則2において、第2条第1項に定める直接搬入の手数料につきましては、70キロを超える10キロ当たりの料金を現時点での和暦で表記させていただいておりますが、平成32年、2020年4月1日から平成34年、2022年3月31日までの間は120円とし、平成34年4月1日から平成36年、2024年3月31日までの間は140円とします。

次に、附則3において、第2条第2項に新たに定めた手数料につきましても直接搬入の手数料と同様に経過措置を設け、10キロ当たりの料金を平成32年4月1日から平成34年3月31日までの間は70円とし、平成34年4月1日から平成36年3月31日までの間は90円とします。

また、その他字句等の所要の整備を図ろうとするものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○米田貴志議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

先ほどの説明の中に、近隣との比較もして今回の改定が行われるとあるんですけども、近隣のそういう状況というのは、泉北環境だったり、ほかの施設の料金体制と岸貝清掃の料金をどういうふうに考えておられますか。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

今現在ですけども、鳥居議員さんおっしゃられたように、泉北環境さんは10キロ当たり150円、堺市に至っては170円となっており、泉北環境さんも170円に上げる検討はされていると聞いております。現在うちのほうもそれにあわせて、結局ごみが出るということも考えられますので、上げていこうということを考えております。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

それで、条例案ですのでこういう文章になるんですけども、我々議員としてもう少しわかりやすく、現在の改定をすればどの程度、財政的な効果になってくるのかなど。今回の改定だけでも結構です。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

お答えいたします。

効果額についてご説明申し上げます。今回の改正によります効果額でございますが、ごみ処理手数料が上がることによりまして意識が高くなって、ごみの分別、リサイクルとかごみの減量化が進むものと期待されますが、今のごみと同じ量であるというような条件で申し上げますと、2024年度の改正後には合計で3億3,400万円の効果額を見込んでおります。内訳といたしまして、許可業者の分で2億9,670万円、一般搬入の分で3,730万円の効果額でございます。なお、今回は経過措置を設けておりますので、2020年度の効果額につきましては、許可業者の分で1億3,800万円、一般搬入の分で1,090万円、合計で1億4,890万円の効果額でございます。経過措置の2022年度につきましては、許可業者の分で2億1,740万円、一般搬入の分につきましては2,850万円、合わせまして2億4,590万円といった効果額になります。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

今説明いただきまして、その条例文を読んでも限りそういう金額的なものがちょっとびんこないですね。だから、こういうときにはそういう効果額をあわせて資料として出していただいたら我々議員も理解がしやすいし、先ほど言いましたように、近隣との比較も出してきて、やっぱり別に岸貝が料金が高過ぎるということはないということも、もうちょっと明確に示す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上で終わります。

○米田貴志議長

川岸議員。

○2番 川岸貞利議員

第2条の2項なんですが、これは激変緩和で経過措置があるにしても、一般搬入で70キロを超える場合は150円ですね、一般搬入は。許可業者とかりサイクル業者なんかは110円。最終的にそれはこれで経過措置になるかどうかわかりませんが、今、減免制度をなくしていこうという中で、私の理解ではもう減免は一切しないというふうに理解してるんですけども、最終的な許可業者の減免制度について、いま一度どういう考え方をされてるのかお伺いします。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

お答えいたします。

今までは減免という言葉を使っておったんですけども、今回の改正で、そこにありますようにそのような許可業者の搬入の分と一般の搬入の分と料金を2つに、2種類に分けております。これは、当然うちのクリーンセンターのほうでもかかる手間といいますか、人数も違いますし、そういったことから、今回1つの料金を特別に減免するというのではなしに、許可業者に応じた金額と一般搬入者に応じた金額それぞれ分けて考えた料金改定でございます。

○米田貴志議長

川岸議員。

○2番 川岸貞利議員

ちょっと考え方は違うんですけども、それはそれでいいんですけども、あとやっぱり条例とか、減免ではないということなんですか。今の条例で、減免できるという規定の中で110円ではなしに、そういう手間暇かかるぐあいが違うから料金を変えたという理解でよろしいんですか。その辺がもう一度確認をお願いします。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

ご質問のとおり、それぞれ搬入形態などが違いますので、今回改めましてそれぞれの料金を別に設定したということで、減免制度ではございません。

以上です。

○米田貴志議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおりこれを可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第4号岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

条例で定める技術管理者の資格の根拠としています廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の基準が、学校教育法等の一部改正に伴い改正されたことによる改正を行おうとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○米田貴志議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第4号岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、詳細をご説明させていただきます。

もう一度議案参考資料の10ページをお願いいたします。

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設等に設置すべき技術管理者の資格要件を、環境省令で定める基準を参酌し市町村の条例で定めることとされたため、組合でも条例を定め、平成24年4月1日から施行しているものであります。

本組合の技術管理者の資格要件の条文につきましては、環境省令で定める基準として参酌する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格要件と同様の内容で、議案参考資料左側の現行の条例第2条のとおり定めておりました。

このたび、条例改正は、学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が新設され、専門職大学の前期課程を修了した者には短期大学士（短期大学卒業者）の学位が与えられることになったことで、その第17条第1項が改正されたことによるものであります。

そのことで、次の11ページに定めております第6号及び第7号における「短期大学」に「専門職大学の前期課程も含める」とし、「卒業」の内容に「専門職大学の前期課程の修了」も含める条例改正の必要が出てきたものであります。10ページ右欄、改正案の第2条のとおり、条例に資格要件を細かく定めるのではなく、今後、条例の資格要件として適用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条1項に改正があっても条例の改正の必要がないように、その施行規則の

条項を引用する条例に改正するものでございます。
説明は以上でございます。何とぞよろしくお願
いします。

○米田貴志議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入
ります。

質疑はありませんか。井舎議員。

○7番 井舎英生議員

今ちょっと確認ですけれども、現行を右側の改
正案にするというときに、この第17条第1項に定
める資格とするという、これだけにして、あとはわ
からないものになるんですけど。こんなことでい
いんですか。理解ができないんですけど。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

今、現行の第2条に定めております「次のとお
りとする」という1号から11号に関しましては、
現在廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
第17条第1項のところ定めておる文章そのもの
でありますので、その引用をするということで今
回そういう改正をさせていただいて、もし上位法
令が変更となっても、今後条例を改正する必要が
ないというように引用している改正でございます。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

ちょっと確認です。現行のこの下線部分「次の
とおりとする」、この部分がそんな改正案のここ
へ、左から右へ来るということですか。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

次のとおりとする形で第1号から11号を示して
おるんですけども、この「次のとおりとする」の
ところが、内容としては先ほど申し上げた廃棄物
の処理及び清掃に関する法律施行規則の第17条第
1項に定める法文と同文でありますので、今回

「次のとおりとする」というところを法律施行規
則の第17条第1項に定める資格という形で示させ
てもらおうというふうな形になっております。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

ちょっともう一回確認。現行の第2条の「条例
に定める資格は」の後にこの右の廃棄物の処理及
び清掃に関する法律施行、資格とするというのが
ここへ入るといふ、左側の現行の条文に入るとい
うふうに理解するんですか。それがよくわからな
いんです、これ。書いてくれたらいいんだよ、同
じように。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

すいません。ちょっと説明不足だったかもわか
りませんが、「次のとおりとする」というと
ころが、先ほど言った17条第1項に定める資格な
んですけども、今、現行で定めさせてもらって
る1号から11号というのを、井舎議員さんおっしゃ
られるように同等に文面書かせていただいたら、
今後例えば上位法令が変わったときに、今回でし
たら短大の分、第6号と第7号のところ上位法
令が変わったので、その部分だけ改正という形
ですれば細かい文面が出てくるのでわかりやすいか
もわからないんですけども、別の号とかで上位法
令で改正があった場合に、その都度条例の改正を
行わないといけないような状況が起こってきます
ので、上位法令が変わっても条例を改正しなくて
いいように引用させてもらったという文面の条例
改正でございます。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

だけど、我々に条例変わったら変わったで、こ
うやって丁寧に出してくれたらいいじゃないです
か。我々議員が、例えば市民か何かどう変わった
のとか聞かれても何ら参照することができないの

で、あまり省略されると、いいですかと言われても、いいも悪いも判断しにくいと思うのは私だけかもしれないんですけど、ちょっとそこはぐあい悪いなという気がしますので。

○米田貴志議長

井舎議員は答弁を求めるんですか。

○7番 井舎英生議員

だから、ちょっとわかりません。どこがどう変わったのかというのが今聞いてもわからないので、この下線部分が右側にもそのまま同じものが来るということですかということを知りたいです。

○米田貴志議長

上村総務課長、わかりやすく、大体みんなわかっていると思うんですけど。

○上村昌生総務課長

今回変わった箇所をご説明させてもらえばよろしいでしょうか。

○7番 井舎英生議員

はい。

○上村昌生総務課長

再度ごらんいただきたいんですけども、参考資料の、全部下線引いててわかりづらいということで申しわけございませんけども、現行の第6号、「学校教育法に基づく短期大学」というところから始まる文なんですけども、こちらの文の「短期大学」というところにもし改正文をそのまま入れるとすれば、「短期大学」の後に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む」という形の改正が行われるのと、そのずっと後ろになるんですけども、続いて読んでいただいて、「卒業した後」というところの「卒業した」のところが、「同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む」という形の改正が上位法令で行われましたので、第6号と第7号にも一緒のような規定がありますので、第7号もそのような改定が行われることとなります。

○米田貴志議長

井舎議員。

○7番 井舎英生議員

難しくてもよく理解できません。これ以上もう結構です。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

本条例につきましては組合独自の条例ではございませんので、上位法令が変わると自然に変わるというものでございますので、こういった形で省略させていただいたということでご理解いただきたいと思っております。

○米田貴志議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号平成31年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第5号平成31年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の平成31年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億3,847万9千円で、前年度に比べて4.7%、1億8,546万5千円の減額計上であります。

予算の内容につきまして、まず、歳出からその科目別に順次ご説明申し上げます。

第1款議会費は、議会運営に要する諸経費であり、341万1千円の計上で、前年度に比べて16.6%、67万9千円の減額であります。

次に、第2款総務費は、組合の運営及び施設の維持管理並びに施設整備等に要する経費であり、23億7,721万8千円の計上で、前年度に比べて8.5%、1億8,652万4千円の増額であります。

続いて第1項の総務費のうち一般管理費は2億1,690万4千円の計上で、前年度に比べて2.2%、494万3千円の減額であります。

次に、総務管理費は264万2千円の計上で、前年度に比べて55.2%、325万8千円の減額であります。

次に、公平委員会費は7万3千円の計上であります。

次に、監査委員費は24万4千円の計上で、前年度に比べて0.8%、2千円の減額であります。

次に、第2項施設費の施設管理費は21億5,735万5千円の計上で、前年度に比べて9.9%、1億9,472万7千円の増額であります。増額の主なものはクリーンセンター維持補修事業費であります。

次に、第3款公債費は13億5,485万円の計上で、前年度に比べて21.5%、3億7,131万円の減額であります。これは主にクリーンセンター建設に係る起債の元利償還金であります。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

分担金で29億7,725万3千円、使用料及び手数料で2億5,561万1千円、国庫支出金で1,005万円、繰越金で千円、諸収入で2億4,776万4千円、組合債で2億4,780万円でありまして、これら財源をもって本組合に係る経費に充当しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○米田貴志議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私のほうから平成31年度一般会計予算につきまして詳細をご説明申し上げます。

まず、歳出からのご説明を申し上げたいと思います。

お手元、予算書の26、27ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費が341万1千円で、前年度に比べ67万9千円の減額でございます。これは主に近年の実績を鑑み、旅費を減したことによるものでございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。

1款1項総務費2億1,986万3千円の計上で、前年度に比べ3.6%、820万3千円の減額でございます。

1目一般管理費に2億1,690万4千円の計上で、前年度に比べ2.2%、494万3千円の減額でございます。

右ページの説明欄、事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費1億9,713万3千円は、施設組合職員24人分の人件費等でございます。

その下、清掃組合管理事務事業1,977万1千円は、組合運営に要する事務経費でございます。

次に、30、31ページをお願いいたします。

2目総務管理費に264万2千円の計上で、前年度に比べ55.2%、325万8千円の減額でございます。これは主に電算システム運用事業における需用費、委託料の減によるものでございます。

右ページの説明欄、事業別区分欄、リサイクル啓発事務事業162万6千円は、3Rふれあいフェア及び3R啓発事業委託料など、展示及び啓発事業の運営に必要な経費でございます。

次に、情報公開・個人情報保護事務事業38万2千円は、情報公開・個人情報審査会委員費等や関係事務費でございます。

次に、電算システムの運用事業63万4千円は、

管理棟内のLAN機器設備の保守委託料でございます。

3目公平委員会費が7万3千円で、前年度と同額でございます。

続いて4目監査委員費が24万4千円で、前年度に比べ委員報酬2千円が減額となっております。

次に、32、33ページをお願いいたします。

2項施設費1目施設管理費21億5,735万5千円の計上で、前年度に比べ9.9%、1億9,472万7千円の増額でございます。

右ページの説明欄、事業別区分欄の施設管理運営事業に11億29万2千円の計上で、これはクリーンセンターの運転管理等に要する経費であり、主なものは11節需用費と13節委託料で、焼却プラント関係の薬品等の消耗品に1億4,652万9千円、電気・下水道等の光熱水費に7,219万9千円、工場の運転管理や焼却灰の運搬・処分等の施設維持業務委託料に8億809万4千円でございます。

次に、大阪湾圏域広域処理場整備事業には、施設維持業務委託料として3,682万2千円の計上で、前年度に比べ3,329万3千円の増額でございます。これは、フェニックスの平成13年から平成44年の現在の2期事業における基本計画の見直しで、当岸貝清掃組合から搬出量が当初の計画を上回っていたことにより、さかのぼって委託料が発生したことによるものでございます。

次に、クリーンセンター維持補修事業には9億7,391万2千円の計上で、これは定期点検整備工事など施設維持に要する経費で、主なものは、施設全般に係る定期点検整備等の工事請負費に7億3,712万8千円、これらの工事に伴い支給する原材料費に1億4,922万4千円でございます。

次の旧清掃工場解体事業は、委託料570万9千円の皆増の計上で、旧工場跡地につきましては、今も依然解体途中という状況であります。その土地の一部の有効活用を検討するにも土壌の調査費用などが必要でございます。

次に、基幹的設備改良事業は4,062万円の皆増の計上で、5年間の基幹整備の初年度の事業費で

ございます。

続きまして34、35ページをお願いします。

3款1項公債費が13億5,485万円で、前年度に比べ21.5%、3億7,131万円の減額でございます。

平成30年度末現在の未償還金が40億2,229万7千円に対する元金及び利子で、前年度に比べ1目元金で3億5,085万6千円の減額、2目利子で2,045万4千円の減額計上でございます。

なお、起債の償還につきましては、主にクリーンセンターの建設に伴うものであり、これからも減少してまいります。

次に36、37ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費300万円は前年度同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして資料の14、15ページをお願いいたします。

1款1項分担金1目組合市分担金が29億7,725万3千円で、前年度に比べ6.9%、2億2,121万3千円の減額計上でございます。

両市の分担金は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められており、この割合で算出した岸和田市の負担率が64.984%、貝塚市の負担率が35.016%でございます。

16、17ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料に2億5,561万1千円の計上でございます。

1項使用料1目総務使用料が183万4千円の計上で、前年度に比べ3.3%、5万8千円の増額計上でございます。主なものは、組合所有土地使用料及び附属駐車場の使用料でございます。

2項手数料1目焼却手数料2億5,377万7千円の計上で、前年度に比べ4%、977万5千円増額でございます。

続いて18、19ページをお願いいたします。

3款1項1目ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金は1,005万円で、前年度に比べ皆増計上でございます。

20、21ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金は千円で、前年度同額の計上でございます。

続けて22、23ページをお願いします。

5 款諸収入 1 項 1 目雑入が 2 億4,776 万 4 千円の計上で、前年度に比べ1.2%、313 万 5 千円の減額で、電力売払収入の減額が見込まれるものでございます。

24、25ページをお願いします。

6 款 1 項組合債 1 目清掃施設整備事業債に 2 億 4,780 万円の計上で、前年度に比べ8.3%、1,900 万円の増額で、主にゴミ処理施設増設事業に係る起債であります。

これで歳入歳出の詳細説明を終わります。

なお、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、同じ資料39ページ以降に添付しておりますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○米田貴志議長

説明が終わりました。ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
川岸議員。

○2 番 川岸貞利議員

1 点だけ。33ページの旧清掃工場解体事業なんですけど、説明では土壌調査というふうに言われましたけども、これは法に基づくんでしょうか。何があったんですか、これだけ。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

旧工場の跡地についてでございますけども、議員もご存じかと思われるんですけども、解体途中、上物だけを取って地下部分はそのままとということで、いまだ利用目的が決まっておりません。その面において、全面じゃなくして一部でも使える方向はないかと今後検討していく中で、一部利用するにしても土壌の調査が必要となってくるので、その分を計上させていただいております。

以上です。

○米田貴志議長

川岸議員。

○2 番 川岸貞利議員

跡地利用がまだはっきりしない中で、例えば跡地利用で土壌を掘削する場合は、やっぱり土壌汚染対策法に基づいて調査しないといけないんですけども、覆土で土を盛ってする場合は調査は要らないと思うんです。なぜ今の時期に、まだ決まっていな中で土壌調査するのか、ちょっとその辺が理解できないので、説明してくれますか。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

お答えいたします。

今、貝塚市、岸和田市、組合 3 者で跡地検討会議を開催しております。その中で今後の方針についてどうしようかということを検討中なんですけども、この金額につきましては、跡地全部で 1 万平米あるんですけども、1 万平米全部を調査しますと 2,600 万円の費用がかかります。今回は今年度に地歴調査を行っております。それによりまして、「汚染の可能性の多いところ」、「少ないところ」、「ないところ」というふうに 3 つに区分されておりますので、そういった「汚染の少ないところ」と思われるところ約 3 千平米について調査する場合の費用を上げさせていただいておりますけれども、必ずその検討会議のほうでどうするかということを検討していきたいと思っております。ただ、その辺、おっしゃっているように、覆土するという、50センチ以上盛り土するとか、3センチ以上アスファルト舗装するとかいうような方法もあるんですけども、それは法的には問題がないんですけども、それを行政があえてそういうことをするのはいいのかどうかということもありますし、その場合に絶対に掘削してはいけないと、暴露しないように上を覆うのであって、その場合には、どの方法につきましても土を一切掘ることはできません。そして、旧工場の跡地の近くに貝塚市の

浄水場の飲用井戸が半径500メートル以内にあり
ます。そういったことがあり、今現在水質調査を
年間2回行って、安全であるということを確認
しておりますけれども、仮に覆土して使ってい
ても、水質調査で異常が出れば即座に改善をし
ないといけないこととなりますので、とりあ
えず何もしないままほっとくじゃなしに、順
番にできることから少しずつでも調査をし
て進めていきたいなということでございま
す。

以上です。

○米田貴志議長

川岸議員。

○2番 川岸貞利議員

旧工場については稼働していたときにダイオ
キシンの調査したと思うんです。そんなんで、
まだ私としたら、跡地利用が決定しつつある
中で土壌汚染調査をしてもらいたいと思うん
ですけれども、この予算については十分執行
について検討されたいと思いますけれども、
その辺はいかがですか。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

ただいまうちの次長のほうからもご答弁ご
ざいしましたが、全面じゃなくて一部でも
事業するにしても、結果がなくては検討の
余地はなかなかないので、今後、跡地検
討会議でさらなる検討をする材料として、
議員ご存じのように、もとより工場の建
物が一切なかったところにおいてとかそ
ういったところの調査でもして、一部でも
利用できるかということを検討する一例と
してこの経費を計上させていただいてお
ります。

以上です。

○米田貴志議長

他にございませんか。鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

予算書の14、15ページで、歳入の分担
金、2億2,100万減額となっているん
ですけれども、これは先ほどの第3号の
手数料条例の一部改正についてのとき
にどの程度効果あるかということをお聞

しました。この2億2,100万円の分担
金、両市の負担が少なくなって、これは
これでいいことであると私は思ってい
ますが、どういふ関連性があるか、ち
ょっとお聞きいたします。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

お答えいたします。

今回の両市の分担金の減額の大きな原因
につきましては、公債費の償還、これが
30年度につきましては17億2,400
万円の償還がございました。それが、
31度につきましては13億5千万円に
償還の金額が減っているということで
ございます。クリーンセンターの用地
につきましては平成30年度で終わ
っておりますし、建設費につきましても
額も少なくなって、あと3年で終わ
る予定であります。そういった金額の
計算です。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

今の説明であれば、この条例改正によ
って処分手数料を改正すると、それは
反映されてないということですか。

○米田貴志議長

西秦次長。

○西秦幹雄事務局次長

お答えいたします。

先ほどの料金改定につきましては経過
措置もございしますが、きょう議決
いただきましたので、1年間周知の
期間を置きまして、来年の4月か
ら実施するというところでございま
す。

○11番 鳥居宏次議員

わかりました。

○米田貴志議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はあり
ませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しまして
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の
とおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号監査委員選任につ
き同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原
龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程の議案第6号監査委員選任につ
き同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上
げます。

監査委員の平田 徹氏が本年3月31日をもって
任期満了となることから、その後任委員といたし
まして山下 大氏が最適任者と存じ、同氏を監査
委員に選任いたしたく、組合同規約第10条第2項の
規定に基づき、ご提案申し上げる次第であります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしく
ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○米田貴志議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑、
討論を省略することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに決しまして
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおり同意されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了
いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御
礼を申し上げます。

これをもちまして、平成31年第1回岸和田市貝
塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 米 田 貴 志	
同 議 員 金 子 拓 矢	
同 議 員 河 合 馨	

平成31年第1回組合議会定例会議案

議案番号	件名
議案第2号	平成30年度台風21号災害復旧工事(金属屋根外)請負契約の締結について
議案第3号	岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正について
議案第4号	岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
議案第5号	平成31年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
議案第6号	監査委員選任につき同意を求めるについて

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第2号

平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約の締結について

平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月27日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 藤原 龍男

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外） |
| 1 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 1 | 契約金額 | 金550,800,000円 |
| 1 | 契約の相手方 | 大阪府中央区釣鐘町2丁目4番7号
西松建設株式会社関西支店
支店長 木村 博規 |

議案第 3 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部改正
について

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 藤 原 龍 男

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例（昭和 44 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

第 2 条第 1 項中「廃棄物」を「一般廃棄物」に改め、「700 円」を「1,000 円」に改め、「110 円」を「150 円」に改め、第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の許可を関係市から受けている者（以下「許可業者」という。）、その他規則で定めるところにより許可業者と同等以上の能力を有すると管理者が認める者が一般廃棄物を搬入する場合に適用する処分についての手数料は、一般廃棄物の重量 10 キログラムにつき 110 円とする。

第 3 条中「委託した業者（以下「委託業者」という。）において」を「委託して」に改め、ただし書きを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用は、この条例の施行の日以後に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料は、従前の例による。なお、平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は、同項中「150 円」とあるのは「120 円」とし、平成 34 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間は、同項中「150 円」とあるのは「140 円」とする。

3 新条例第 2 条第 2 項の規定の適用は、この条例の施行の日以後に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入した一般廃棄物の処分に係る手数料は、従前の例による。なお、平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は、同項中「110 円」とあるのは「70 円」とし、平成 34 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間は、同項中「110 円」とあるのは「90 円」とする。

議案第 4 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 藤 原 龍 男

岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市貝塚市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第 2 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 17 条第 1 項に定める資格とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 5 号

平成 31 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

平成 31 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,738,479 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 藤原 龍男

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

		金額
01 分担金		2,977,253
	01 分担金	2,977,253
02 使用料及び手数料		255,611
	01 使用料	1,834
	02 手数料	253,777
03 国庫支出金		10,050
	01 国庫補助金	10,050
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
05 諸収入		247,764
	01 雑入	247,764
06 組合債		247,800
	01 組合債	247,800
歳入合計		3,738,479

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
岸和田市貝塚市クリーンセンター 基幹的設備改良工事	平成31年度から 平成35年度まで	千円 4,062,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				区分	償還 期限	据置 期間	償還方法	その他	
清掃施設 整備事業	千円 247,800	普通貸借又は証 券発行ただし事 業の進捗状況に より起債額の全 部又は一部を起 債前借すること ができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政 府 銀 行 そ の 他	20 年 以 内	3 年 以 内	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。	

予算に関する説明書

目 次

は し が き	-----	10
1 総 括	-----	11
2 歳 入	-----	14
3 歳 出	-----	26
0 1 議 会 費	-----	26
0 2 総 務 費	-----	28
0 3 公 債 費	-----	34
0 4 予 備 費	-----	36
債務負担行為調書	-----	39
地 方 債 調 書	-----	40
給 与 費 明 細 書	-----	41

は し が き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第 15 条の 2 による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は平成 30 年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予算額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨ての処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。
 - (1) 地 域 手 当 本俸、扶養手当、管理職手当の 100 分の 6
 - (2) 期末及び勤勉手当 人事院勧告に基づく基本給月額 of 4.45 月分
 - (3) 職員共済組合負担金 標準報酬月額 of 1,000 分の 197.6535、追加費用 1 人年間 (4 月 1 日の本俸 12 か月分) 1,000 分の 23.6、事務費 1 人年間 11,796 円、特定健診 1 人年間 264 円及び 6・12 月の期末勤勉手当 of 1,000 分の 197.6535

2 歳 入

(款) 01 分担金 (項) 01 分担金

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
01 分担金	2,977,253	3,198,466	△ 221,213
01 分担金	2,977,253	3,198,466	△ 221,213
01 組合市分担金	2,977,253	3,198,466	△ 221,213

(款) 02 使用料及び手数料 (項) 01 使用料

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
02 使用料及び手数料	255,611	245,778	9,833
01 使用料	1,834	1,776	58
01 総務使用料	1,834	1,776	58
02 手数料	253,777	244,002	9,775
01 焼却手数料	253,777	244,002	9,775

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 土地使用料	541	電柱埋設地等使用料 541 (総務課)
02 施設使用料	1,293	附属洗車場使用料 1,293 (総務課)
01 廃棄物手数料	253,777	廃棄物処分手数料 253,777 (総務課)

(款) 03 国庫支出金 (項) 01 国庫補助金

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
03 国庫支出金	10,050	0	10,050
01 国庫補助金	10,050	0	10,050
01 ごみ処理施設基幹的設備改良事業費 国庫補助金	10,050	0	10,050

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金	10,050	ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金 10,050 (環境技術課)

(款) 04 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
04 繰越金	1	1	0
01 繰越金	1	1	0
01 繰越金	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	1	前年度繰越金 1 (総務課)

(款) 05 諸収入 (項) 01 雑入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
05 諸収入	247,764	250,899	△ 3,135
01 雑入	247,764	250,899	△ 3,135
01 雑入	247,764	250,899	△ 3,135

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 雑入	247,764	金属類等売払収入 35,540 (総務課) 電力売払収入 202,822 (総務課) その他雑収入 1,050 (総務課) 再商品合理化拠出金 8,352 (総務課)

(款) 06 組合債 (項) 01 組合債

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
06 組合債	247,800	228,800	19,000
01 組合債	247,800	228,800	19,000
01 清掃施設整備事業債	247,800	228,800	19,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 清掃施設整備 事業債	247,800	大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債 33,100 (環境技術課) ごみ処理施設増設事業債 189,200 (環境技術課) ごみ処理施設基幹的設備改良事業債 25,500 (環境技術課)

3 歳 出

(款) 01 議会費 (項) 01 議会費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 議会費	3,411	4,090	△ 679	0	0	0	3,411
01 議会費	3,411	4,090	△ 679	0	0	0	3,411
01 議会費	3,411	4,090	△ 679	0	0	0	3,411

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	1,716	議員報酬等 (総務課) 2,446	01 報酬 1,716 議員報酬 1,716
03 職員手当等	730		03 職員手当等 730 議員期末手当 730
09 旅費	640	組合議会運営事業 (総務課) 965	09 旅費 640 費用弁償 560 普通旅費 80
10 交際費	50		10 交際費 50 交際費 50
11 需用費	130		11 需用費 130 消耗品費 20 食糧費 10 印刷製本費 100
12 役務費	140		12 役務費 140 筆耕翻訳料 140
18 備品購入費	5		18 備品購入費 5 図書購入費 5

(款) 02 総務費 (項) 01 総務費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	2,377,218	2,190,694	186,524	10,050	247,800	0	2,119,368
01 総務費	219,863	228,066	△ 8,203	0	0	0	219,863
01 一般管理費	216,904	221,847	△ 4,943	0	0	0	216,904

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内 訳
01 報酬	300	職員給与費 (24人) (総務課)	01 報酬 300 特別職報酬 300
02 給料	87,985		02 給料 87,985 一般職給 87,985
03 職員手当等	74,778		03 職員手当等 74,778 扶養手当 4,200 管理職手当 3,972 地域手当 5,856 住居手当 2,910 嘱託手当 9,903 超過勤務手当 2,846 特殊勤務手当 177 通勤手当 3,056 期末勤勉手当 39,838 児童手当 2,020
04 共済費	34,046		04 共済費 34,046 健康保険組合負担金 740 職員共済組合等負担金 32,693 公務災害補償負担金 613
07 賃金	1,895		19 負担金補助及び交付金 24 負担金 24
08 報償費	8		07 賃金 1,895 臨時雇 1,895
09 旅費	744		08 報償費 8 報償費 8
10 交際費	50		09 旅費 744 費用弁償 80 普通旅費 664
11 需用費	3,111		10 交際費 50 交際費 50
12 役務費	6,330		11 需用費 3,111 消耗品費 1,372 燃料費 391 食糧費 10 印刷製本費 1,049 光熱水費 179 修繕料 100 医薬材料費 10
13 委託料	2,853		12 役務費 6,330 通信運搬費 1,936 手数料 603 保険料 3,791
14 使用料及び賃借料	2,766		
18 備品購入費	1,088		
19 負担金補助及び交付金	950		
			清掃組合管理事務 19,771 事業 (総務課)

(款) 02 総務費 (項) 01 総務費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務管理費	2,642	5,900	△ 3,258	0	0	0	2,642
03 公平委員会費	73	73	0	0	0	0	73
04 監査委員費	244	246	△ 2	0	0	0	244

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
				13 委託料	2,853
				その他の委託料	2,853
				14 使用料及び賃借料	2,766
				その他の使用料及び賃借料	2,766
				18 備品購入費	1,088
				庁用器具費	1,048
				図書購入費	40
				19 負担金補助及び交付金	926
				負担金	626
				補助金	300
01 報酬	54	リサイクル啓発事務	1,626	11 需用費	484
09 旅費	20	事業		消耗品費	317
11 需用費	484	(総務課)		燃料費	5
13 委託料	1,440			印刷製本費	152
14 使用料及び賃借料	524			修繕料	5
16 原材料費	40			医薬材料費	5
18 備品購入費	20			13 委託料	1,022
19 負担金補助及び交付金	60			その他の委託料	1,022
				16 原材料費	40
				原材料費	40
				18 備品購入費	20
				図書購入費	20
				19 負担金補助及び交付金	60
				負担金	60
		情報公開・個人情報	382	01 報酬	54
		保護事務事業		委員報酬	54
		(総務課)		09 旅費	20
				費用弁償	20
				13 委託料	308
				その他の委託料	308
		電算システム	634	13 委託料	110
		運用事業		その他の委託料	110
		(総務課)		14 使用料及び賃借料	524
				その他の使用料及び賃借料	524
01 報酬	63	委員報酬	63	01 報酬	63
09 旅費	10	(総務課)		委員報酬	63
		公平委員会事業	10	09 旅費	10
		(総務課)		費用弁償	10
01 報酬	144	委員報酬	144	01 報酬	144
09 旅費	10	(総務課)		委員報酬	144
11 需用費	90	監査事務事業	100	09 旅費	10
		(総務課)		費用弁償	10
				11 需用費	90
				印刷製本費	90

(款) 02 総務費 (項) 02 施設費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 施設費	2,157,355	1,962,628	194,727	10,050	247,800	0	1,899,505
01 施設管理費	2,157,355	1,962,628	194,727	10,050	247,800	0	1,899,505

(単位：千円)

節		説 明		
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳	
08 報償費	171	施設管理運営事業 1,100,292 (環境技術課)	08 報償費 171 報償費 171	
09 旅費	30		09 旅費 30 費用弁償 30	
11 需用費	329,917		11 需用費 242,357 消耗品費 146,529	
12 役務費	42,044		燃料費 23,596 印刷製本費 33	
13 委託料	855,909		光熱水費 72,199 12 役務費 42,044	
15 工事請負費	777,128		通信運搬費 40,639 手数料 1,369	
16 原材料費	150,224		保険料 36 13 委託料 812,758	
18 備品購入費	1,608		その他の委託料 4,664 施設維持業務委託料 808,094	
19 負担金補助 及び交付金	3		16 原材料費 1,000 原材料費 1,000	
27 公課費	321		18 備品購入費 1,608 庁用器具費 400 機械器具費 1,158 図書購入費 50	
			19 負担金補助及び交付金 3 負担金 3	
			27 公課費 321 公課費 321	
			大阪湾圏域広域処理 36,822 場整備事業 (環境技術課)	13 委託料 36,822 その他の委託料 36,822
			クリーンセンター 973,912 維持補修事業 (環境技術課)	11 需用費 87,560 修繕料 87,560
			15 工事請負費 737,128 工事費 737,128	
			16 原材料費 149,224 原材料費 149,224	
		旧清掃工場解体事業 5,709 (環境技術課)	13 委託料 5,709 その他の委託料 5,709	
		基幹的設備改良事業 40,620 (環境技術課)	13 委託料 620 その他の委託料 620	
			15 工事請負費 40,000 工事費 40,000	

(款) 03 公債費 (項) 01 公債費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 公債費	1,354,850	1,726,160	△ 371,310	0	0	0	1,354,850
01 公債費	1,354,850	1,726,160	△ 371,310	0	0	0	1,354,850
01 元金	1,307,910	1,658,766	△ 350,856	0	0	0	1,307,910
02 利子	46,940	67,394	△ 20,454	0	0	0	46,940

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
23 償還金 利子及び 割引料	1,307,910	長期債元金償還事業 (総務課)	1,307,910	23 償還金 利子及び 割引料 償還金	1,307,910 1,307,910
23 償還金 利子及び 割引料	46,940	長期債利子償還事業 (総務課)	46,940	23 償還金 利子及び 割引料 利子及び 割引料	46,940 46,940

(款) 04 予備費 (項) 01 予備費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 予備費	3,000	3,000	0	0	0	0	3,000
01 予備費	3,000	3,000	0	0	0	0	3,000
01 予備費	3,000	3,000	0	0	0	0	3,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
29 予備費	3,000	予備費 (総務課) 3,000	29 予備費 3,000 予備費 3,000

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 3) 給 与 費 明 細 書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
岸和田市貝塚市クリーンセンター運営管理業務委託料	千円 2,856,000		千円 0	平成28年度	平成31年度 571,200					千円 571,200
		平成29年度	521,381	平成32年度	591,600					591,600
		平成30年度	535,400	平成33年度	612,000					612,000
				平成31年度	40,620	10,050		25,500		5,070
岸和田市貝塚市クリーンセンター基幹的設備改良工事	4,062,000			平成32年度	1,502,940	371,850		999,000		132,090
				平成33年度	1,056,120	261,300		702,000		92,820
				平成34年度	690,540	170,850		459,000		60,690
				平成35年度	771,780	190,950		513,000		67,830

2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額 千円	
1 普 通 債					
(1) 最終処分地施設整備事業債	63,167	56,054	33,100	10,609	78,545
(2) 廃棄物処理施設 建設用地購入事業債	323,542	0	0	0	0
(3) ごみ処理施設建設事業債	3,843,354	2,524,359	0	1,273,258	1,251,101
(4) ごみ処理施設増設事業債	694,500	920,309	189,200	21,693	1,087,816
(5) ごみ収集車等購入事業債	9,400	8,175	0	2,350	5,825
(6) ごみ処理施設基幹的設備 改良事業債	0	0	25,500	0	25,500
計	4,933,963	3,508,897	247,800	1,307,910	2,448,787
2 災 害 復 旧 債					
(1) 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	0	575,600	0	0	575,600
計	0	575,600	0	0	575,600
合 計	4,933,963	4,084,497	247,800	1,307,910	3,024,387

3) 給与費明細書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	長 等	人 2	千円 300	千円	千円 0	千円 300	千円	千円 300	
	議 員	14	1,716		730	2,446		2,446	
	そ の 他	22	261		0	261		261	
	計	38	2,277		730	3,007		3,007	
前 年 度	長 等	2	300		0	300		300	
	議 員	14	1,859		738	2,597		2,597	
	そ の 他	22	263		0	263		263	
	計	38	2,422		738	3,160		3,160	
比 較	長 等	0	0		0	0		0	
	議 員	0	△ 143		△ 8	△ 151		△ 151	
	そ の 他	0	△ 2		0	△ 2		△ 2	
	計	0	△ 145		△ 8	△ 153		△ 153	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 与	職 員 手 当	計			
本 年 度	21	87,985	74,778	162,763	34,046	196,809		
前 年 度	21	90,933	74,510	165,443	34,336	199,779		
比 較	0	△ 2,948	268	△ 2,680	△ 290	△ 2,970		

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	嘱 託 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 手 当	童 等
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	本 年 度	4,200	3,972	5,856	2,910	9,903	2,846	177	3,056	39,838	2,020	
	前 年 度	4,074	3,864	5,933	2,586	10,780	2,761	208	3,812	39,077	1,415	
比 較	126	108	△ 77	324	△ 877	85	△ 31	△ 756	761	605		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明	備 考																		
給 料	千円 △ 2,948	1 昇給に伴う増加分	千円 1,642		平均昇給率 2.24% 昇給に係る職員数 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">本年度</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">前年度</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">増 減</td> <td>0人</td> </tr> </table>	本年度	20人	前年度	20人	増 減	0人												
		本年度	20人																				
前年度	20人																						
増 減	0人																						
2 その他の増減分	△ 4,590	新陳代謝等に係る分	職員数の異動状況 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">〔現に在籍する職員数〕</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">〔その他〕</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">〔計〕</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">本年度</td> <td>21人</td> <td>0人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">前年度</td> <td>21人</td> <td>0人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">増 減</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </table>		〔現に在籍する職員数〕	〔その他〕	〔計〕	本年度	21人	0人	21人	前年度	21人	0人	21人	増 減	0人	0人	0人				
	〔現に在籍する職員数〕	〔その他〕	〔計〕																				
本年度	21人	0人	21人																				
前年度	21人	0人	21人																				
増 減	0人	0人	0人																				
職員手当	268	1 地域手当の増減分	△ 77		地域手当の支給率 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">本年度</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給対象地域</td> <td>全地域</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給率</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給対象職員数</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">前年度</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給対象地域</td> <td>全地域</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給率</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">支給対象職員数</td> <td>21人</td> </tr> </table> 国の指定基準に基づく支給率 6%	本年度	支給対象地域	全地域		支給率	6%		支給対象職員数	21人	前年度	支給対象地域	全地域		支給率	6%		支給対象職員数	21人
本年度	支給対象地域	全地域																					
	支給率	6%																					
	支給対象職員数	21人																					
前年度	支給対象地域	全地域																					
	支給率	6%																					
	支給対象職員数	21人																					

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考																																																															
	千円	千円	千円																																																																
		2 期末勤勉手当の増減分	761	<p>期末勤勉手当の支給率</p> <p>職制上の段階、職務の等級等による加算措置</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">本年度</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.175)</td> <td>(1.175)</td> <td>(2.35)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給率(月)</td> <td></td> <td>2.225</td> <td>2.225</td> <td>4.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前年度</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.075)</td> <td>(1.225)</td> <td>(2.3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給率(月)</td> <td></td> <td>2.125</td> <td>2.275</td> <td>4.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国の制度</td> <td>支給期</td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> <td rowspan="2">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1.175)</td> <td>(1.175)</td> <td>(2.35)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給率(月)</td> <td></td> <td>2.225</td> <td>2.225</td> <td>4.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">()内は再任用職員</td> </tr> </table>	本年度	支給期	6月	12月	計	有		(1.175)	(1.175)	(2.35)	支給率(月)		2.225	2.225	4.45							前年度	支給期	6月	12月	計	有		(1.075)	(1.225)	(2.3)	支給率(月)		2.125	2.275	4.4							国の制度	支給期	6月	12月	計	有		(1.175)	(1.175)	(2.35)	支給率(月)		2.225	2.225	4.45		()内は再任用職員				
本年度	支給期	6月	12月	計		有																																																													
		(1.175)	(1.175)	(2.35)																																																															
支給率(月)		2.225	2.225	4.45																																																															
前年度	支給期	6月	12月	計	有																																																														
		(1.075)	(1.225)	(2.3)																																																															
支給率(月)		2.125	2.275	4.4																																																															
国の制度	支給期	6月	12月	計	有																																																														
		(1.175)	(1.175)	(2.35)																																																															
支給率(月)		2.225	2.225	4.45																																																															
	()内は再任用職員																																																																		
		3 その他の増減分	△ 416	<table border="0"> <tr> <td>扶養手当</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>管理職手当</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>住居手当</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>嘱託手当</td> <td>△ 877</td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td>△ 31</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>△ 756</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>605</td> </tr> </table>	扶養手当	126	管理職手当	108	住居手当	324	嘱託手当	△ 877	超過勤務手当	85	特殊勤務手当	△ 31	通勤手当	△ 756	児童手当	605																																															
扶養手当	126																																																																		
管理職手当	108																																																																		
住居手当	324																																																																		
嘱託手当	△ 877																																																																		
超過勤務手当	85																																																																		
特殊勤務手当	△ 31																																																																		
通勤手当	△ 756																																																																		
児童手当	605																																																																		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
平成31年 1月1日現在	平均給料月額	315,579 ^円
	平均年齢	42 - 1 ^歳
平成30年 1月1日現在	平均給料月額	326,128 ^円
	平均年齢	42 - 5 ^歳

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職
岸和田市貝塚市 清掃施設組合	大 学 卒	187,600 ^円
	高 校 卒	158,300
国 の 制 度	大 学 卒	180,700
	高 校 卒	148,600

ウ 等級別職員数

区 分	一般行政職 (貝塚市派遣職員以外)			一般行政職 (貝塚市派遣職員)		
	等 級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
本 年 度	1等級	1 ^人	5.9 [%]	1級	1 ^人	25.0 [%]
	2等級	2	11.8	2級	0	0.0
	3等級	1	5.9	3級	1	25.0
	4等級	2	11.8	4級	0	0.0
	5等級	4	23.5	5級	1	25.0
	6等級	3	17.6	6級	1	25.0
	7等級	4	23.5	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
	計	17	100	計	4	100
前 年 度	1等級	1	5.9	1級	1	25.0
	2等級	1	5.9	2級	0	0.0
	3等級	3	17.6	3級	1	25.0
	4等級	2	11.8	4級	0	0.0
	5等級	4	23.5	5級	0	0.0
	6等級	1	5.9	6級	2	50.0
	7等級	5	29.4	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
	計	17	100	計	4	100

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員以外)

区 分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
標準的な職務内容	部長級	課長級	主幹級	係長級	主査	主任	一般職員	

(級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	部長・参与	理事	課長・参事	課長補佐・主幹	係長・主査・主任	副主査・副主任	一般職員	

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075	月分 47.709	月分 47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率	0.1 %
特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	ご み 焼 却 業 務

カ その他の手当

区 分	内 容	容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
扶 養 手 当	貝塚市派遣職員以外	配偶者	6,500円	同 じ	
		配偶者(一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの)	3,500円		
		子	10,000円		
		父母等	6,500円		
		父母等(一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの)	3,500円		
		子のうち16歳～22歳の者につき	5,000円 加算		
	貝塚市派遣職員	配偶者	6,500円	同 じ	
		配偶者(一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの)	3,500円		
		子	10,000円		
		父母等	6,500円		
		父母等(一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの)	3,500円		
		子のうち16歳～22歳の者につき	5,000円 加算		
住 居 手 当	世帯主で家賃支払い者(限度額27,000円)		同 じ		
通 勤 手 当	交通機関利用者 実費(6箇月定期券相当額)を支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて支給		同 じ		

議案第6号

監査委員選任につき同意を求めるについて

監査委員に次の者を選任したいので、組合規約第10条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成31年3月27日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 藤原 龍男

記

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 住 所 | 貝塚市東山三丁目7番1号 |
| 1 | 氏 名 | 山 下 大 |
| 1 | 生年月日 | 昭和37年2月3日 |

